

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	健康増進課	整理番号	2-3
処分の種類	喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の設置に関する命令			
根拠法令条例等・条項	健康増進法第32条第3項			
処分の概要	喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等を設置している管理権原者等に当該器具・設備等の撤去等の措置を勧告し、これに従わなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がないか、又は稀であり、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難)</p> <p>【参考】健康増進法 (特定施設等における喫煙の禁止等) 第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			